

表-2 要監視項目調査地点・検体項目数

水系名		環境基準点 河川	合計	
測定地点名		本庄江橋	測定地点数	測定検体数
測定頻度	測定月	8		
	総測定日数	1		
	総測定回数	1		
要監視項目	クロホルム	1	1	1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1
	1,2-ジクロロプロパン	1	1	1
	p-ジクロロベンゼン	1	1	1
	トルエン	1	1	1
	キシレン	1	1	1
	イソキサゾン	1	1	1
	タライシノン	1	1	1
	フェニトロフオン (MEP)	1	1	1
	イソプロチオラン	1	1	1
	オキシ銅 (有機銅)	1	1	1
	クロロホルム (TPN)	1	1	1
	アロピサミト	1	1	1
	EPN	1	1	1
	ジクロルホス (DDVP)	1	1	1
	フェノアール (BPMC)	1	1	1
	イソベンホス (IBP)	1	1	1
	クロロニトロフェン (CNP)	1	1	1
	フタル酸ジエチルヘキシル	1	1	1
	ニッケル	1	1	1
	モリブデン	1	1	1
	アンチモン	1	1	1
	塩化ビニルモノマー	1	1	1
	ジクロロトリリン	1	1	1
	全マンガン	1	1	1
	ウラン	1	1	1
測定地点数 延測定検体数			1	26

表-3 測定方法一覧

区分	項目	測定方法		報告下限値	単位
		河川・湖沼	海域		
一般項目	気温	規格7.1に定める方法	同左		℃
	水温	規格7.2に定める方法	同左		℃
	外観	規格8に定める方法	同左		
	臭気	規格10.1に定める方法	同左		
	透視度	規格9に定める方法	同左		cm
生活環境項目	pH	規格12.1に定める方法	同左		
	DO	規格32に定める方法	同左	0.5	mg/L
	BOD	規格21に定める方法	-	0.5	mg/L
	COD	規格17に定める方法	同左(有明海B類型は7L加法)	0.5	mg/L
	SS	付表9に掲げる方法	同左	1	mg/L
	大腸菌群数	最確数による定量法	同左	2	MPN/100mL
	油分	付表13に掲げる方法	n-ヘキサン抽出法	0.5	mg/L
	全窒素	規格45.2, 45.3又は45.4に定める方法	同左	0.05	mg/L
	全りん	規格46.3に定める方法	同左	0.003	mg/L
	全亜鉛	規格53に定める方法(準備操作は規格53, 付表10)	同左	0.001	mg/L
ノニルフェノール	付表11に掲げる方法	-	0.00006	mg/L	
LAS	付表12に掲げる方法	-	0.0006	mg/L	
健康項目	カドミウム	規格55.2, 55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55, 付表8)	同左	0.0003	mg/L
	全シアン	規格38.1.2及び38.2, 規格38.1.2及び38.3又は規格38.1.2及び38.5に定める方法	同左	0.1	mg/L
	鉛	規格54に定める方法	同左	0.001	mg/L
	六価クロム	規格65.2に定める方法	同左	0.005	mg/L
	砒素	規格61.2, 61.3又は61.4に定める方法	同左	0.001	mg/L
	総水銀	付表1に掲げる方法	同左	0.0005	mg/L
	アルキル水銀	付表2に掲げる方法	同左	0.0005	mg/L
	PCB	付表3に掲げる方法	同左	0.0005	mg/L
	γ-BCP	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	同左	0.002	mg/L
	四塩化炭素	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.0002	mg/L
	1,2-γ-BCP	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法	同左	0.0004	mg/L
	1,1-γ-BCP	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	同左	0.002	mg/L
	γ-1,2-γ-BCP	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	同左	0.004	mg/L
	1,1,1-トリクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.1	mg/L
	1,1,2-トリクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.0006	mg/L
	トリクロロエチレン	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.001	mg/L
	トリス(1,1,2,2-テトラフルオロエチル)ホスフィン酸トリ塩化物	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.001	mg/L
	1,3-γ-BCP	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	同左	0.0002	mg/L
	チウラム	付表4に掲げる方法	同左	0.0006	mg/L
	シマジン	付表5の第1又は第2に掲げる方法	同左	0.0003	mg/L
	チオメチル	付表5の第1又は第2に掲げる方法	同左	0.002	mg/L
	ベンゼン	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	同左	0.001	mg/L
	セレン	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法	同左	0.001	mg/L
	ふっ素	規格64.1又は64.1(c) (注)第三空を挿く。)に定める方法(硝酸物質及びイオンクロマトグラフ法で検出される物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法	-	0.08	mg/L
	ほう素	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法	-	0.1	mg/L
	1,4-ジオキサン	付表7に定める方法	同左	0.005	mg/L
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の和		0.02	mg/L
	硝酸性窒素*	規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法	同左	0.01	mg/L
	亜硝酸性窒素*	規格43.1に定める方法	同左	0.01	mg/L
	その他の項目	透明度	(湖沼は海洋観測指針による方法)	海洋観測指針	
大腸菌数		特定酵素基質寒天培地によるMPN法	-	1	個/100mL
アセチル性窒素		インドフェノール法(海水分析法)	同左	0.01	mg/L
リン酸態リン		モリブデン青法(海水分析法)	同左	0.003	mg/L
塩化物イオン		H15厚生労働省告示第261号別表第21, 規格35.1	同左	1	mg/L
陰イオン界面活性剤		規格30.1	同左	0.02	mg/L
クロロフィルa		湖沼環境調査指針の吸光法(770nm抽出)	海洋観測指針	0.1	mg/m3
トリクロロエチレン生成能		平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	-	0.0004	mg/L
クロロホルム生成能		平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	-	0.0001	mg/L
γ-BCP生成能		平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	-	0.0001	mg/L
γ-1,2-γ-BCP生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	-	0.0001	mg/L	
γ-1,3-γ-BCP生成能	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表	-	0.0001	mg/L	

「規格」：日本工業規格 K0102 *その他の項目に分類

「付表1～14」：昭和46年12月28日、環境庁告示第59号に定める方法(平成25年3月27日環境省告示第30号最終改正)

「付表」：平成9年3月13日、環境庁告示第10号に定める方法(平成26年環境省告示第127号最終改正)

表-4 測定方法一覧（要監視項目）

区分	項目	測定方法	単位	報告下限値
				公共用水域
要監視項目	クロロホルム	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/L	0.006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/L	0.004
	1,2-ジクロロプロパン	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/L	0.006
	p-ジクロロベンゼン	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	mg/L	0.03
	イソキサチオン	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.0008
	ダイアジノン	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.0005
	フェニトロチオン（MEP）	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.0003
	イソプロチオラン	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.004
	オキシ銅（有機銅）	通知1の付表2	mg/L	0.004
	クロロタロニル（TPN）	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.004
	プロピサミド	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.0008
	E P N	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.0006
	ジクロロボス（DDVP）	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.001
	フェノブカルブ（BPNC）	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.002
	イプロベンホス（IBP）	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.0008
	クロルニトロフェン（CNP）	通知1の付表1の第1又は第2	mg/L	0.0001
	トルエン	K0125の5.1、5.2又は5.3.2	mg/L	0.06
	キシレン	K0125の5.1、5.2又は5.3.2	mg/L	0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知1の付表3の第1又は第2	mg/L	0.006
	ニッケル	通知1の規格59.3又は付表4若しくは付表5	mg/L	0.005
	モリブデン	通知1の規格68.2又は付表4若しくは付表5	mg/L	0.007
	アンチモン	通知2の付表5の第1、第2又は第3	mg/L	0.002
	クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	通知2の付表1	mg/L	0.0002
	エピクロロヒドリン	通知2の付表2	mg/L	0.00004
	全マンガン	K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5	mg/L	0.02
	ウラン	通知2の付表4の第1又は第2	mg/L	0.0002

通知1：平成5年4月28日、環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知に定められた方法

通知2：平成16年3月31日、環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知に定められた方法